

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 9 月 1 9 日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第 2 5 - 4 1 3 7 0 - 0 2 1 9 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質 問 事 項	
<p>1 道路左側（No.40～No.44+1.0 間）の掘削作業にあたり、任意仮設として仮設防護柵（参考図として図面添付）の設置を想定し、積算されております。 仮設防護柵を現道路側に参考図通り設置した場合、仮設防護柵存置期間を通行する車両は終日片側交互通行規制による通行とならざるを得ないと思料されますが、その考えでよろしいでしょうか、ご教示願います。</p> <p>2 工事区間（掘削区間の法面一部）に支障木が存在し伐木等を行う必要があると考えておりますが、今回の設計には対応方法及び費用が計上されておりました。 伐木等の行った場合、協議変更は可能でしょうか、ご教示願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 お見込みのとおり、仮設防護柵工の存置期間については、終日片側交互通行規制を行う考えです。なお、片側交互通行規制に係る夜間の簡易信号機は安全費として共通仮設費率に含まれています。その他、別途協議変更が必要な事項がある場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議に応じます。</p> <p>2 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。</p>	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号）及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知）に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。